

令和7年度 県外医師・看護職員確保推進及び情報発信業務委託企画提案コンペに関する質問及び回答

	質問項目	回答
1	【個人情報の取扱いに関する特記事項】 第13条：「この契約による事務を処理するために保有した個人情報について、事務完了後、甲の指示に基づいて個人情報を変換、廃棄又は消去しなければならない。」という記載について、以下のようなケースの場合は、本条におけるものに該当しないという認識で間違いなか。 (想定ケース) 元々、弊社サービスに登録をされていた医師が本契約内の動画インタビューに対応し、何らかの理由で、該当インタビュー動画を削除することになった場合、インタビューに参加する以前に弊社に登録されていた該当医師の個人情報等は、削除すべき情報に該当しない。	インタビューに参加する以前に貴社に登録されていた、該当医師の個人情報等は、削除すべき情報に該当しません。
2	【契約実績証明書】 契約の相手方や契約詳細を記載するようになっておりますが、記載する契約先の承諾が得られない場合、詳細の記載が難しい可能性があります。承諾が得られない場合は、納品実績で分かる範囲の共有のみで、金額や契約詳細の記載がなくても問題ないでしょうか。	契約実績証明書には、契約先の承諾が得られた契約のみご記載ください。